

## 野田市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の3第1項に規定するマンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録その他当該事務の実施に関し、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (管理支援業務の範囲)

第2条 市長が登録する支援法人は、市の区域内において、法第5条の4各号に掲げる業務（以下「管理支援業務」という。）の全部又は一部を行うものとする。

### (支援法人の適格要件)

第3条 省令第1条の2に規定する会社は、マンションの管理の適正化の推進を図る活動を行う旨を、その定款において目的として定めているものとする。

### (登録の申請)

第4条 支援法人の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、マンション管理適正化支援法人登録申請書（別記様式1）に、次の各号に掲げる書類を付して、市長に提出しなければならない。

(1) マンション管理適正化支援法人の登録に係る申請書類一覧兼点検票（別記様式2）

(2) 省令第1条の3第2項及び第3項に規定する書類

2 省令第1条の3第2項第4号に規定する法第5条の4各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 支援法人として管理支援業務に従事させる職員の配置体制に関する事項

(2) 管理支援業務を行おうとする地域及び当該業務を行う法人（支部等）の所在地に関する事項

(3) 法第5条の4各号に掲げる管理支援業務の内容及び実施方法に関する事項

3 省令第1条の3第2項第5号に規定する法第5条の4各号に掲げる事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面は、次の各号のとおりとする。

- (1) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
  - (2) 省令第1条の2に規定する会社の場合は、当該法人に係る会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社、同条第3号に規定する子会社、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。）との関係を明確に示す出資関係図及びグループ一覧並びに各社の業務内容を記載した書面
  - (3) マンションの管理又は再生に関する活動実績を記載した書面
  - (4) マンション管理適正化支援法人登録申請に係る誓約書（別記様式3）
  - (5) 暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報（別記様式3別紙）
  - (6) その他法第5条の4各号に掲げる事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面
- 4 省令第1条の3第2項第6号に規定する資本の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面は、次の各号のとおりとする。
- (1) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
  - (2) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

（登録の意見照会）

第5条 市長は、法第5条の3第1項第3号の適否を判断するため、必要があると認めるときは、野田警察署長に照会を行うことができる。

（登録の審査及び通知）

第6条 市長は、第4条に規定する申請について、法第5条の3第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該申請者を支援法人として登録する。

2 市長は、前項の規定により登録をしたときは、その旨をマンション管理適正化支援法人登録通知書（別記様式4）により申請者に通知する。

3 市長は、第4条に規定する申請について、法第5条の3第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるとき又は同条第2項各号のいずれかに該当するときは、その理由を付して、支援法人として登録しない旨を登録申請に係る処分通知書（別記様式5）により申請者に通知するものとする。

（登録事項等の変更）

第7条 支援法人は、法第5条の3第3項第2号又は第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、マンション管理適正化支援法人の登録事項変更届（別記様式6）を市長に提出しなければならない。

2 支援法人は、省令第1条の3第2項各号に掲げる書類の内容に変更があつ

たときは、マンション管理適正化支援法人の登録書類変更届（別記様式7）に、その変更に係る書類を付して、市長に提出するものとする。

（業務の休廃止）

第8条 支援法人は、法第5条の7第1項の規定により、管理支援業務を休止し、又は廃止したときは、速やかにマンション管理適正化支援法人の業務休廃止届出書（別記様式8）により市長に届け出なければならない。

2 支援法人は、休止予定期間を延長しようとする場合は、休止予定期間の満了日前までに、前項の届出書（別記様式8）により、その旨を届け出るものとする。

（定例報告）

第9条 支援法人は、法第5条の8第1項の規定により、次の各号のとおり管理支援業務に関する報告書（別記様式9）を、市長に提出するものとする。

（1）事業年度開始前までに、当該事業年度に係る事業計画書及び収支予算書を添付の上、提出すること。

（2）事業年度終了後、遅滞なく、当該事業年度に係る事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を添付の上、提出すること。

（随時報告）

第10条 市長は、前条の定例報告のほか、法第5条の8第1項の規定により、支援法人に対し管理支援業務に関する報告を求めることができる。

2 前項による報告の求めは、管理支援業務に関する報告依頼通知書（別記様式10）により行うものとする。

（改善命令）

第11条 市長は、法第5条の8第2項の規定により、改善命令をするときは、管理支援業務に係る改善措置命令書（別記様式11）により、支援法人に通知するものとする。

（登録の取消し）

第12条 市長は、法第5条の8第3項の規定により、支援法人の登録を取り消すときは、その理由を付して、取消通知書（別記様式12）により当該支援法人に通知するものとする。

（公表）

第13条 市長は、法第5条の9に規定する公表を、野田市ホームページに掲載することにより行う。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年5月1日から施行する。